

会 議 記 録

会議日時	令和5年11月21日(火) 18:30~19:30	会議場所	鳥羽市民体育館 中会議室
出席者	別添のとおり		
会議内容	第7回鳥羽市部活動検討委員会		

このことについて、別紙資料に基づき、以下のとおり会議を行いましたので報告します。

記

1. 委員長あいさつ
2. 「中学生世代の新たな地域クラブ活動準備・推進計画」
計画最終調整（全体を通しての最終意見交換）
3. 今後のスケジュールについて
4. その他

【主な質疑応答・委員からの意見】

中学生世代の新たな地域クラブ活動準備・推進計画（案）の概要

【体協、スポ少、指導希望者、学校向け】にて説明（資料1）。

全8ページについて、文言の修正及び内容の確認を実施。

【P1・2】⇒意見なし

【P3】

（委員）

上段（赤枠）中、「中学生のみなさん、保護者のみなさんに情報提供をしていけるよう・・・」と記載があるが、情報提供したうえで、地域移行できるようにというのがこの計画だと考えている。情報提供のうえ、地域で部活動をすすめていくという表現が抜けている気がする。

（事務局）

書き方については改めて考えます。

（委員長）

各団体の活動案内（例）が掲載されているが、活動案内の冊子を作成する予定はあるか？

（事務局）

紙でお渡しするのか、QR ページを作成し、ホームページに移行できるようにする等、状況に応じた対応を予定しています。その中で、必ず記載していただきたい事項は示していく必要があると考えています。

（委員長）

一定部数は教育委員会に置いてもよいと思う。

（委員）

最初は、紙・ホームページの両方で対応し、途中からホームページのみにしていくという形の方が優しいと思う。

（委員長）

紙を生徒全員に配布するのか？

（事務局）

各学校の掲示版等への貼り出しを考えています。

（委員）

保護者が分からないといけないので、データの容量次第でメールを活用することもよいと思う。

（委員長）

全て紙だとかなりのボリュームになるので、各学校には紙で配布することもあるが、基本的な周知はWEBで行っていただく方がよいのではないかと思う。

【P4】

（委員）

現行の学校部活動の表中、バスケットボール・バレーボールは男子に○がないが、これは中学校の部活がないからということか？

（事務局）

この表は特に○印に拘っておらず、現状このような部活動が行われていることを示す表となっております（誤解を与えないよう、書き方を検討します）。

（委員長）

バスケットボールのことが話題に上がることがあり、男子もバスケットボールをしたいという声を聞くが、受け入れはできそうか？

(委員)

現状、他の部活を行いながらバスケットボールを行っている子もたくさんいます。

(委員長)

鳥羽東中学校は現状、男子バスケットボール部を創設する予定はあるのか？

(委員)

予定はないです。

(委員長)

学校ではできないが、地域スポーツとしての受け入れは可能であるということによいか？

(委員)

はい、可能です。

(委員長)

右側に記載のある現行の部活動について、鳥羽市の全中学校を示しているということによいか？

(事務局)

はい、そうです。ただ、この表で進めていくわけではありませんので、誤解が生じないように、男女別については削除させていただきます。

(委員)

表記の確認だが、ページ左側中、スポーツ庁ガイドラインは①・②となっているが、鳥羽市教育ビジョンは①・①となっている。

(事務局)

表記は誤りで、①・②です。同じ教育ビジョンの中に2種類の観点（生涯スポーツ・競技スポーツ）で並列に書かれています。

(委員長)

この資料のタイトルは「地域クラブ活動」となっているが、P4 で、スポーツ庁ガイドラインでは「学校部活動」と記載されている。

(事務局)

文部科学省が出しているのは「新たな地域クラブ活動のあり方に関する総合的なガイドライン」となっているので、地域クラブ活動という表現でよいと思います。

(事務局)

スポーツ庁のガイドラインでは、部活動は部活動できちんと意義があり、それを引継ぐよいうという意味でスポーツ庁ガイドライン①には「学校部活動の・・・」という表記になっています。また、これからやっていこうとしているのは地域クラブという位置づけで、そちらへ学校部活動の精神を受け継ぎなさいという感じです。

【P5】

意見なし

【P6】

(委員)

運営主体について、①体育協会 ②スポーツ少年団は現在教育委員会が事務局を担っているということが書かれている。運営主体の事業化を令和6年度に協議し、いずれも実現しない場合には・・・とあるが、いずれも実現しない場合とは、先の2団体に協議をしてもらっても実現しなかった場合で、その時には任意団体を立ち上げるという理解によいか？

(事務局)

はい、そうです。

(委員)

右ページ中、「地域クラブ活動として中学生を受け入れることができるも、」となっているが、「受け入れることができるものの、」や「受け入れることができるが、」の方が分かりやすいと思う。

また、この文章の下にある表中、参加者の欄で、「運動や歌、楽器、絵を描くことなど・・・」とあるが、「運動や文化活動など・・・」とまとめてもいいのではないかと思う。

(事務局)

表の中の文言は、スポーツ庁のガイドラインを抜き出しています。まとめることは可能です。

(委員)

表中のガイドラインのページ数が記載されているのであれば、どこかにこのページに行けるQRコードを入れるなどしたほうがいいと思う。

(事務局)

このページにQRコードを入れるか、ホームページで公開するのであればリンクを貼るなどして対応していきます。

【P7】

(委員長)

ページ左上段、□任意スポーツ団体型とはどのような団体か？

(事務局)

オーシャンズ（野球チーム）がそれに該当します。

(委員)

コーディネーターの給与等の設定額によって、年会費は影響されてくるのだろうと思います。

(事務局)

運動主体の協議をしていく体育協会及びスポーツ少年団は市が事務局になっておりますので、現状は事務局運営費について、参加者に負担を求めないようにできると考えています。仮に事務局が市から独立していると、会費を多く徴収しなければならなくなると思っています。

(委員)

左側下段の「その他、活動における留意点」の記載について、教職員も1指導員として運営していくということでしょうか？

(事務局)

この内容は特例的に書かせていただいたもので、ケガを含め不測の事態があった時、大人が近くにいてもらえたらいいという考え方です。ただ、そこに誰もいなければ2人は必要となります。現状、指導のスタンスとして2名は必要というのがあると思います。

(委員)

仮に教職員が休日部活動は行わないと言った場合、人員が1名減になる。そうなった場合にどうするのか？

(事務局)

ここでは平日について記載しているので、休日とは切り離して考えています。本来地域クラブとなれば、学校は関係なくなるはずですが。ただ、練習場所である学校に大人がいて、それが教職員であれば、仮に生徒がけがをして指導者が病院に同行する場合、残った生徒達の帰宅対応を行ってもらえないかという感じで記載しました。

(委員)

教職員が在校の場合の解釈が、読み手によって変わってくると思う。この委員会の中でも解釈が色々あるので、それぞれが都合のいい解釈をしてしまうと窮屈になってくると思う。

なので文言は考えたほうが良いと思う。

(事務局)

ここでしっかり考えていかなければならないのは、休日の地域移行の事です。これがうまく進み、余裕が出てきたら平日の地域移行も進んでいくと思います。現段階では決めていくのは難しいと考えます。

また、平日に教職員がいたとしても、部活動現状からすると、勤務時間を過ぎた段階でもまだ部活動が行われているのが日常です。(教職員の)過重労働を防ごうとするならば、16時45分で終了とすべきですが、生徒は17時30分までクラブ活動をしているのでこのタイムラグをどうするのかということも検討していかなければならないと思います。

このことから、現段階では、まず休日の地域移行について固めていくことが優先だと考えています。

(委員長)

学校と違う場所で指導する立場としてはどうか？

(委員)

指導者2名以上というのが大変だと思う。

【P8】

(委員)

令和7年10月から令和9年3月を「移行調整期間」ということだが、令和7年10月からできるところは移行していいという理解でよいか？

(奥村課長)

準備ができ次第移行してもいいのですが、組織づくりに時間を要すると考えています。

(委員長)

活動日のリカバリー日は、土・日に活動したので、平日に練習をしない日を作るという意味でよいか？

(事務局)

はい、そうです。

(委員)

現状、部活動の時間は平日2時間、休日3時間である。おそらく1週間のトータルで活動時間が決められているのだと思う。仮に平日に2日休みとし、休日に3時間と平日2日休みにした4時間を足して7時間活動してもいいという解釈か？

(事務局)

決めきるのは難しいと考えています。スポーツ庁のFAQには科学的根拠が書かれているので、これを計画内に抜粋していきたいと考えています。

【今後のスケジュールについて】

概要説明、質問等なし。